

一般財団法人熊本市文化スポーツ財団 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人熊本市文化スポーツ財団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を熊本県熊本市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、健康づくり、スポーツ振興、教育、文化芸術活動等に関する事業並びに道路交通の円滑化及び都市機能の確保並びに地域社会の振興と発展に必要な事業を行い、もって市民及び利用者の心身の健全な発達と明るく豊かな生活の形成並びに安全、文化芸術と福利の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 体育・スポーツの振興、指導及び助言
 - (2) 青年の活動に関する相談、指導及び助言
 - (3) 文化活動の振興に関する事業
 - (4) 児童の健全育成その他子育て支援に関する事業
 - (5) 熊本市の駐車場施策に協力する事業
 - (6) 市民サービスの提供に係る講習・セミナー、コンサルティングに関する事業
 - (7) 安全・安心まちづくり及び人材育成に係る事業
 - (8) 市民の文化活動の振興及び地域経済の活性化に関する事業
 - (9) 指定を受けた施設の管理運営
 - (10) 路外駐車場の設置及び管理
 - (11) 自治体等施設の管理（営繕・修理、清掃、設備の保守・点検、施設に付随する道路の管理等含む）
 - (12) 自治体等の市民サービスの提供に伴う受託事業
 - (13) カーシェアリング・カーケア等に関する事業
 - (14) コインロッカーの設置及び飲食物の提供等の事業
 - (15) IT等の情報処理・管理に関する事業
 - (16) 前各号に付帯する一切の業務
 - (17) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業については、熊本県内において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(財産の種別)

第5条 この法人の財産は、基本財産とその他財産とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 一般財団法人への移行時に基本財産として特定した財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを決議した財産

3 その他財産は基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第6条 基本財産については、適正な維持及び管理に努めるものとする。

2 やむを得ない理由によりその全部若しくは一部を処分又は担保に提供する場合には、評議員会において議決に加わることのできる評議員の4分の3以上の同意による議決を得なければならない。

3 基本財産の維持及び処分について必要な事項は、評議員会の決議を経て理事会において定めるものとする。

(財産の運用管理)

第7条 この法人の財産の運用及び管理は理事長が行うものとし、基本財産は、確実な金融機関に預け入れ又は信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に換えて、保管しなければならない。

(事業年度)

第8条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 公益目的支出計画実施報告書
- (4) 貸借対照表
- (5) 正味財産増減計算書
- (6) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けたうち、第1号、第3号、第4号及び第5号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号及び第3号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

(会計原則)

第11条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人会計基準その他の公益法人の会計の慣行に従うものとする。

(余剰金の処分制限)

第12条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第4章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(評議員の定数)

第13条 この法人に、評議員5名以上15名以内を置く。

(選任及び解任)

第14条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第179条から第195条の規定に従い評議員会の議決により行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は三親等以内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持している者

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の三親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

- ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第 4 条第 1 5 号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）
- 3 評議員のうちには、理事のいずれか 1 人とその親族その他特殊の関係がある者の合計数、又は評議員のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。
- 4 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

（任期）

第 1 5 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第 1 3 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（報酬等）

第 1 6 条 評議員に対して、各年度の総額が 5 0 0, 0 0 0 円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

2 評議員に対しては、評議員会において別に定める費用の弁償の基準に従って算出した額を、その職務を行うための費用として弁償する事ができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める報酬、手当及び費用弁償に関する規程による。

第 2 節 評議員会

（構成）

第 1 7 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(設置及び権限)

第18条 この法人に評議員会を設置する。

2 評議員会は、次の事項を決議する。

- (1) 理事及び監事並びに評議員の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 理事及び監事並びに評議員に対する費用の弁償の基準
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 残余財産の処分
- (8) 基本財産の処分又は除外の承認
- (9) 長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受
- (10) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は事業の全部の廃止
- (11) その他評議員会で決議するものとして法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開催)

第19条 評議員会は、定時評議員会として年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第20条 評議員会は法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(議長)

第21条 評議員会の議長は、評議員会において評議員の互選により選任する。

(招集の通知)

第22条 理事長は、評議員会の開催日の前日までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面により招集の通知を発しなければならない。

2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(定足数)

第23条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第24条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 評議員に対する報酬等の支給の基準

(3) 定款の変更

(4) 基本財産の処分又は除外の承認

(5) 長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受

(6) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は事業の全部の廃止

(7) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者数の合計数が第29条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第25条 理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第26条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第27条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人1名は、前項の議事録に記名押印する。

3 第25条により評議員会の決議があったとみなす場合は、議事録にかわる書類を保存するものとする。

(評議員会運営規則)

第28条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規則による。

第5章 理事及び監事並びに理事会

第1節 理事及び監事

(種類及び定数)

第29条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 5名以上15名以内

(2) 監事 1名以上2名以内

2 理事のうち1名を理事長とし、2名以内を副理事長とし、1名を常務理事とする。

3 前項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、常務理事をもって同法第197条が準用する第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(選任等)

第30条 理事及び監事は評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長及び常務理事は理事会において選定する。

3 監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係が有る者を含む）及び評議員（その親族その他特殊の関係が有る者を含む）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。

4 理事のうち、理事のいずれか1人とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

第31条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

4 理事長及び常務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第32条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

4 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なくこれを理事会に報告しなければならない。

(任期)

第33条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事及び監事は、第29条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第34条 理事及び監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(顧問)

第35条 この法人に、任意の機関として顧問を置くことができる。

- 2 顧問の定数は2名以内とする。
- 3 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。
- 4 顧問は、必要に応じ、理事長の諮問に応え、理事長に対し助言することができる。

(報酬等)

第36条 理事及び監事並びに顧問（以下、「役員等」という。）には、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 役員等には、費用の弁償の基準に従って算定した額を、その職務を行うために要する費用として弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

(取引の制限)

第37条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
 - (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
 - 3 前2項の取扱いについては、第50条に定める理事会運営規則によるものとする。

(責任の免除)

第38条 この法人は、理事及び監事の法人法第198条において準用される第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第2節 理事会

(設置)

第39条 この法人に理事会を設置する。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第40条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 評議員会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 規則及び規程の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することはできない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) その他、この法人の運営の根本又は基本方針にかかわること

(開催)

第41条 理事会は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第42条 理事会は理事長が招集する。

2 理事は理事長に対して理事会の目的である事項を示して、監事は理事長に対して必要があると認めるとき、理事会の招集を請求する事が出来る。

(招集の通知)

第43条 理事長は、理事会の開催日の前日までに、理事及び監事に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面により招集の通知を発しなければならない。

2 前項にかかわらず、理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、理事会を開催することができる。

(議長)

第44条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、理事会において理事の互選により選任する。

(定足数)

第45条 理事会は、理事の過半数以上の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第46条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第47条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第48条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第31条第4項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第49条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長及び監事はこれに記名押印しなければならない。

2 第47条により理事会を開催せず提案の可決議決がなされた場合は、議事録にかわる書類を保存するものとする。

(理事会運営規則)

第50条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

第6章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第51条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条に規定する目的及び第4条に規定する事業並びに第14条第1項に規定する評議員の選任並びに解任の方法についても適用する。

(合併等)

第52条 この法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の同意による決議により、他の法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び事業の全部の廃止をすることができる。

(解散)

第53条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の処分)

第54条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第7章 委員会

(委員会)

第55条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、任意の機関として委員会を設置することができる。

- 2 委員会は、理事長の諮問に応じて理事長に対して意見を述べる。
- 3 委員の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。
- 4 委員会の委員は、学識経験者等のうちから理事長が選任する。
- 5 委員会の設置等に関し必要な事項は、理事会の議決により定める。

第8章 事務局

(事務局)

第56条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第57条 事務局には、第9条第1項、第10条第1項及び第3項に掲げる書類のほか、法令で定める帳簿及び書類を備えておかななければならない。

- 2 前項の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるとともに、第58条第2項に定める情報公開規程によるものとする。

第9章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第58条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第59条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

(公告)

第60条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 補則

(委任)

第61条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般財団法人の設立の登記の日（平成26年4月1日）から施行する。
- 2 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般財団法人の設立の登記を行ったときは、第8条の規定にかかわらず、当該解散の登記の日（平成26年4月1日）の前日を特例民法法人の事業年度の末日とし、当該設立の登記の日（平成26年4月1日）を一般財団法人の事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長及び常務理事は、次に掲げるものとする。
理事長 寺本 敬司
常務理事 丸岡 精四郎
- 4 財団法人熊本市社会教育振興事業団の寄附行為は、附則第2項に規定する解散の登記の日に廃止する。

附 則

この定款は、平成26年8月11日から施行する。

附 則

この定款は、一般財団法人熊本市社会教育振興事業団及び一般財団法人熊本市駐車場公社の合併の効力発生日（平成31年4月1日）から施行する。

附 則

この定款は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、令和4年7月1日から施行する。